

これまでの部会における議論を踏まえた 具体的な検証方法等について

厚生労働省社会・援護局保護課

○ 水準の検証において年齢、人員数、級地の影響を分析する手法について
..... p 2

○ 基準検証の流れ

年齢体系の検証 p 3

世帯人員体系の検証 p 6

級地間較差の検証 p 8

水準の検証における現行基準額の体系・級地が消費実態に
合っていない影響の見積もり p 10

分析の必要性

(1) 分析の必要性

ある特定の世帯類型を考えて現行の基準額の水準について検証する場合、まずは当該世帯類型（第1十分位）が現行の生活扶助基準額で受給した場合の平均基準額を求めることとなる。

しかし、仮に体系及び級地の検証の結果、基準額の体系や級地間較差が低所得世帯の消費の実態と合っていなかったとすれば、その世帯類型が受給した場合の平均基準額の水準には、基準額の体系や級地間較差が低所得世帯の消費の実態と合っていないことの影響が含まれている。

従って、基準額の水準の検証に際しては、そのような影響を定量的に分析することが必要となる。

(2) 分析の観点

上記(1)の問題意識をふまえると、ある特定の世帯類型の基準額の水準を考える際に、

- ① 現行の基準額の年齢体系が消費の実態に合っていないことの影響
- ② 現行の基準額の人員数体系が消費の実態に合っていないことの影響
- ③ 現行の基準額の級地間較差が消費の実態に合っていないことの影響

をそれぞれ定量的に評価することが必要になる。

この場合において、体系・級地が消費の実態に合っていない場合の影響のみを抽出するためには、基準額全体の平均水準は不変なままで上記①～③の影響を評価する対応が必要となる。

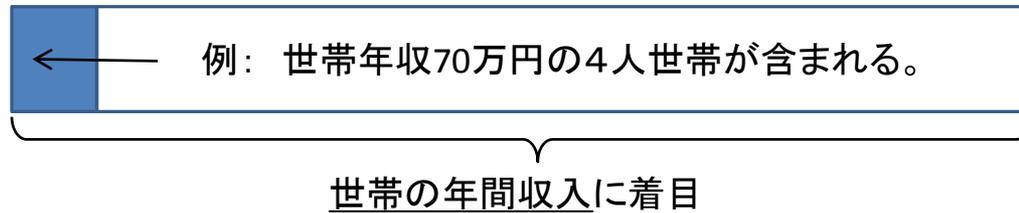
* 水準の検証においては、比較対象の一般低所得世帯に生活保護受給世帯が含まれると生活扶助基準をそれ自体と比較するような状況になってしまうため、生活保護受給世帯と考えられる世帯は除去する。

年齢体系、世帯人員体系、級地間較差を順次検証し、それぞれ現行基準額と消費実態の違いを分析する。

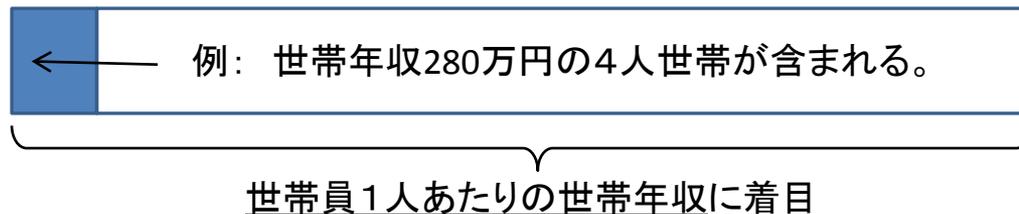
1. 年齢体系の検証

(1) 検証に用いるデータ

① 世帯単位第1十分位の世帯の1類相当消費支出



② 世帯員単位第1十分位の世帯の1類相当消費支出



⇒ 「①スケールメリットが厳しめ」と「②スケールメリットが緩やか」という2種類の想定をおいたデータを分析することによって、低所得世帯の消費実態を多角的に把握することができる。

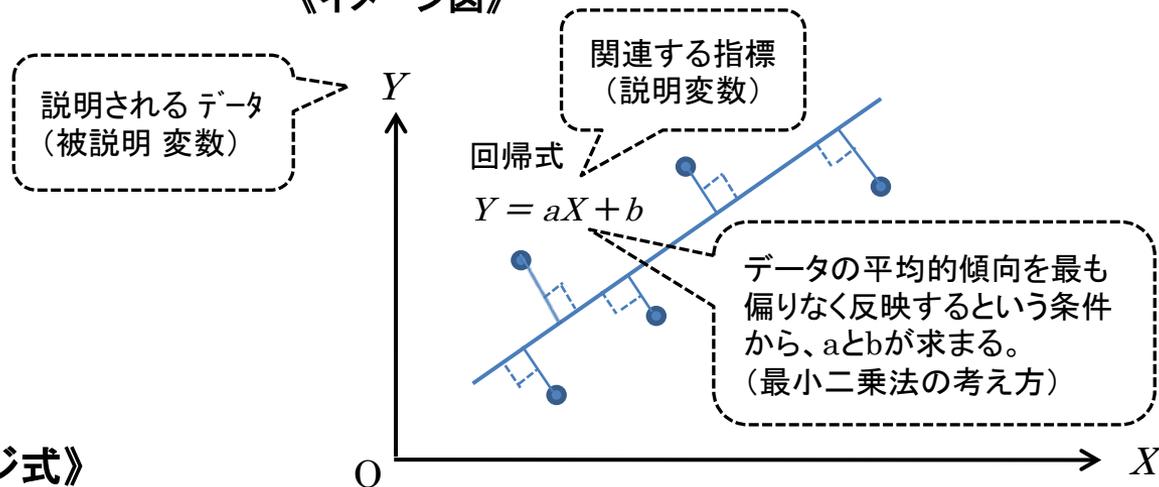
* 消費は個々の消費者の価値観等により大きく左右されるものであることから、単に平均から数標準偏差を超えて乖離することをもってそのサンプルを異常値とみなすことは必ずしも適切でないため、今回の基準検証全体を通じ、平均からの乖離が大きい等の観点からのサンプルの除去は行わない。

(2) 検証手法

10代以下単身世帯のデータサンプル数が少ないため、10代以下の者を含んだ複数人世帯のデータから10代以下の者の消費水準も推計できるよう、回帰分析(※)を用いる。

(※ ある統計値について、関連すると推定される指標を用いた数式によってその統計値の動きを説明する手法)

《イメージ図》



《イメージ式》

➤ データ①を用いる場合

世帯の1類相当消費支出 (の対数)
 $= a + b$ (0~2歳世帯人員数) + ... + c (70歳以上世帯人員数) + d (世帯人員数の2乗) + e (1級地の1居住か否か) + ... + f (3級地の2居住か否か) + g (世帯の貯蓄-借入金) + h (世帯の家賃地代支出) + ...

➤ データ②を用いる場合

世帯の1類相当消費支出 (の対数)
 $= a' + b'$ (0~2歳世帯人員数) + ... + c' (70歳以上世帯人員数) + d' (世帯人員数の2乗) + e' (1級地の1居住か否か) + ... + f' (3級地の2居住か否か) + g' (世帯の貯蓄-借入金) + h' (世帯の家賃地代支出) + ...

* データの対数を考えることによりデータのばらつきが抑制されて傾向を捉えやすくなることから、データの対数を考えることは統計的に一般的な手法として用いられている。

(2) 検証手法 (続き)

回帰式を用いて、各年代の第1類費相当の消費支出の「理論値」を算出し、その結果を指数化する。

《例》 0～2歳の者の消費支出の理論値を、データ①を用いて回帰式により求める場合のイメージ

世帯の1類相当消費支出 (の対数) を表す回帰式【再掲】

$$= a + b (0\sim 2\text{歳世帯人員数}) + \dots + c (70\text{歳以上世帯人員数}) + d (\text{世帯人員数の2乗}) + e (1\text{級地の1居住か否か}) + \dots + f (3\text{級地の2居住か否か}) + g (\text{世帯の貯蓄-借入金}) + h (\text{世帯の家賃地代支出}) + \dots$$



0～2歳の人員1人あたり1類相当消費支出の理論値 (の対数)

$$= a + b \times \underline{1} + \dots + c \times \underline{0} + d \times \underline{(1^2)} + e \times \underline{(0\sim 2\text{歳の者がいる世帯が1級地の1に居住する割合})} + \dots + f \times \underline{(0\sim 2\text{歳の者がいる世帯が3級地の2に居住する割合})} + g \times \underline{(0\sim 2\text{歳の者がいる世帯の(貯蓄-借入金)の平均})} + h \times \underline{(0\sim 2\text{歳の者がいる世帯の家賃地代支出の平均})} + \dots$$

(3) 検証結果のイメージ

	データ①に基づく結果		データ②に基づく結果		指数 中位値	現行1類 基準額
	理論値①	指数①	理論値②	指数②		
0～2歳						0.58
3～5歳						0.73
6～11歳						0.94
12～19歳						1.17
20～40歳						1.12
41～59歳						1.06
60～69歳						1.00
70歳～						0.90

「各年代の第1類費相当の消費支出額の理論値(消費の実態を反映)」と「現行の第1類費基準額」をそれぞれ指数化し、比較する。

※ 低所得世帯の消費を多角的に把握した結果から偏りのない消費傾向を抽出するため、データ①及び②で求めた指数の中位値をとる。

2. 世帯人員体系の検証

(1) 用いるデータ

- 単身世帯の中での第1十分位の消費支出(第1類費相当・第2類費相当別)



- 2人世帯の中での第1十分位の消費支出(第1類費相当・第2類費相当別)



⋮

- 5人世帯の中での第1十分位の消費支出(第1類費相当・第2類費相当別)



世帯の年間収入に着目

(2) 検証手法

単身世帯、2人世帯、・・・5人世帯の各グループごとに平均の消費支出額を求めて指数化する。
なお、第1類費相当の消費支出については、年齢構成が異なることによる消費への影響を除去し、世帯人員数による影響のみを分析する。

(例えば、年齢に応じた消費支出の指数(平均=1)が0.9と0.7の2人世帯の場合、消費に「 $(1+1) \div (0.7+0.9)$ 」を乗じることにより、年齢構成による消費の相違が除去される。)

(3) 検証結果のイメージ

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
現行1類基準額	1.00	2.00	3.00	3.80	4.50
1類相当支出	1.00				
現行2類基準額	1.00	1.11	1.23	1.27	1.28
2類相当支出	1.00				

「各人員数世帯の第1類費・第2類費別の実態の消費支出額」と「現行の第1類費・第2類費基準額」をそれぞれ指数化し、比較する。

※ 回帰分析による検証結果の妥当性の確認

回帰式を用いて算出される各世帯人員ごとの第1類費・第2類費相当の消費支出の「理論値」にもとづく指数化を行い、回帰を用いない検証結果との整合性を確認する。

《例》2人世帯の第1類費消費支出の理論値を、「年齢」検証で使ったデータ①を用いて、回帰式により求める場合のイメージ

世帯の1類相当消費支出（の対数）を表す回帰式【再掲】

$$=a+b(0\sim 2\text{歳世帯人員数})+\dots+c(70\text{歳以上世帯人員数})+d(\text{世帯人員数の2乗})+e(1\text{級地の1居住か否か})+\dots+f(3\text{級地の2居住か否か})+g(\text{世帯の貯蓄-借入金})+h(\text{世帯の家賃地代支出})+\dots$$



2人世帯の1類相当消費支出の理論値（の対数）

$$=a+b\times(2\text{人世帯にいる}0\sim 2\text{歳平均人員数})+\dots+c\times(2\text{人世帯にいる}70\text{歳以上平均人員数})+d\times(2^2)+e\times(2\text{人世帯のうち}1\text{級地の}1\text{に居住する割合})+\dots+f\times(2\text{人世帯のうち}3\text{級地の}2\text{に居住する割合})+g\times(2\text{人世帯の(貯蓄-借入金)の平均})+h\times(2\text{人世帯の家賃地代支出の平均})+\dots$$

		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
1類相当支出	回帰による指数(データ①)	1.00				
	今回検証結果	1.00				
	回帰による指数(データ②)	1.00				
2類相当支出	回帰による指数(データ①)	1.00				
	今回検証結果	1.00				
	回帰による指数(データ②)	1.00				

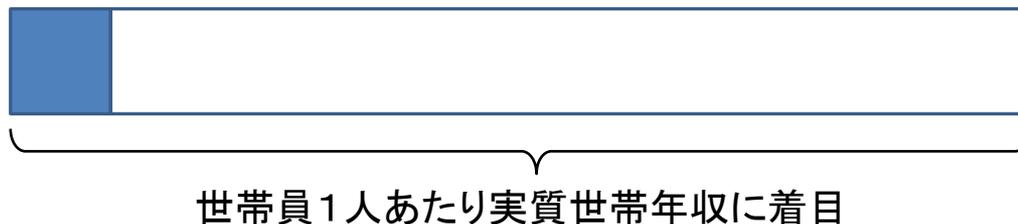
「回帰分析により求めた理論値に基づく指数」と「上記(3)で求めた指数」に整合性があるか確認する。

3. 級地間較差の検証

(1) データ

○ 全世帯の中での世帯員1人あたり実質世帯年収(※)による第1十分位の生活扶助相当消費支出

※ 世帯人員体系の検証において算出された第1類費・第2類費相当合計の指数で除してスケールメリットを調整した年収



(2) 検証手法

各級地ごとに、その級地に居住する全世帯の平均の消費支出額を求めて指数化する。

なお、

- ・ 第1類費相当の消費支出については、居住する地域により世帯の年齢構成が異なり得るため、年齢構成による消費への影響を補正する【前述2(2)と同様】。
- ・ 第1類費・第2類費相当合計の消費支出については、居住する地域により世帯の平均的人员数が異なり得るため、世帯人員数による消費への影響を除去し、級地による影響のみを分析する。

(世帯人員数による影響については、年齢構成による影響を補正済みの第1類費・第2類費相当合計の消費支出を、上記(1)で用いたのと同じ指数で除して世帯員1人あたりの実質消費に換算することにより除去する。)

(3) 検証結果のイメージ

	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
現行基準額	1.11	1.06	1.01	0.96	0.91	0.86
生活扶助相当支出 (1類2類計)						

「各級地に居住する世帯の実態の生活扶助相当消費支出額と「現行の級地別生活扶助基準額」をそれぞれ指数化し、比較する。

※ 回帰分析による検証結果の妥当性の確認

回帰式を用いて算出される各級地ごとの第1類費・第2類費相当計の消費支出の「理論値」にもとづく指数化を行い、回帰を用いない検証結果との整合性を確認する。

《例》 1級地-1に居住する世帯の生活扶助相当消費支出の理論値を、「年齢」検証で使したデータ①を用いて、回帰式により求める場合のイメージ

世帯の生活扶助相当消費支出（の対数）を表す回帰式
 $= a + b \text{ (世帯の0~2歳人員数)} + \dots + c \text{ (世帯の70歳以上人員数)} + d \text{ (世帯人員数計の2乗)} + e \text{ (1級地の1居住世帯か否か)} + \dots + f \text{ (3級地の2居住世帯か否か)} + g \text{ (世帯の(貯蓄-借入金))} + h \text{ (世帯の家賃地代支出)} + \dots$



1級地-1に居住する世帯の生活扶助相当消費支出の理論値（の対数）
 $= a + b \times \text{(全体平均人員数} \times \text{1級地の1居住世帯の0~2歳者割合)} + \dots + c \times \text{(全体平均人員数} \times \text{1級地の1居住世帯の70歳以上者割合)} + d \text{(全体平均の世帯人員数}^2) + e \times 1 + \dots + f \times 0 + g \times \text{(1級地の1居住世帯の(貯蓄-借入金)の平均)} + h \text{(1級地の1居住世帯の家賃地代支出の平均)} + \dots$

	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
回帰による指数(データ①)						
今回検証結果						
回帰による指数(データ②)						

「回帰分析により求めた理論値に基づく指数」と「上記(3)で求めた指数」に整合性があるか確認する。

* 体系及び級地の検証においては、消費同士の相対比較であり生活保護受給かどうかは無関係であることから、生活保護受給世帯と考えられるサンプルは特段除去しない。

4. 水準の検証における現行基準額の体系・級地が消費実態に合っていない影響の見積もり

	現行の 生活扶助基準額	基準額の1類年齢体系を 消費実態並にすると	続いて基準額の人員体系 を消費実態並にすると	さらに基準額の級地間較 差を消費実態並にすると
●●世帯 (第1十分位)平均	1	○. ○	△. △	□. □



以下、分析している世帯類型(第1十分位)が仮に生活扶助を受給した場合を考える。

- (1) 現行の生活扶助基準額で受給した場合の平均指数を1とする。
- (2) 現行の生活扶助基準額の年齢体系(1類費)のみを年齢体系の検証結果に合わせた場合の平均基準額の指数が○. ○になるとすれば、現行基準額の年齢体系が消費の実態に合っていない影響は、1から○. ○への変化率a%である。
- (3) 現行基準額の人員体系が消費の実態に合っていない影響は、○. ○から、年齢体系に加え人員体系(スケールメリット)を検証結果に合わせた場合の平均基準額指数△. △への変化率b%である。
- (4) 現行基準額の級地間較差が消費の実態に合っていない影響は、△. △から、年齢体系、人員体系(スケールメリット)及び級地間較差をすべて検証結果に合わせた場合の平均基準額指数□. □への変化率c%である。
(現行基準額の体系及び級地をすべて消費の実態並みにしてもなお、基準額的水準と消費水準には残差がある可能性が考えられる。)

* 上記の各段階において、年齢体系、人員体系及び級地間較差を順次消費の実態に合わせた基準額指数は、基準額の全体的な平均水準は不変な中で体系及び級地が消費の実態に合っていないことの影響のみを把握するため、第1十分位の世帯全体が受給した場合の平均水準の指数が一定になるように求めるものとする。